

京都市排水設備指針と解説 2023年版 主な改定点

・全般

これまで「京都市下水道排水設備指針と解説 2018年版」(以下「現行指針」という。))では、各ページにおいて日本下水道協会の「下水道排水設備指針と解説(以下「協会指針」という。))の参照箇所を案内しており、現行指針と合わせて2冊の使用を基本とする運用であった。ところで実際には現行指針1冊で完結することが多いため、協会指針の引用・転載箇所を見直して、1冊での使用を基本とする運用とし、必要に応じて協会指針を参照してもらうように改めた。

・第1章 総論

- 1-5 問い合わせの多い、屋外手洗いやドレン等の排水をまとめて一覧表で表記することで、下水の種類による排水先を明確にした。
- 1-6 一部のドレン排水を雨水と同様の扱いとする条件として、これまで1日の最大排水量を 1 m^3 としていたが、近隣周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないこととした。

・第2章 屋内排水設備

- 2-7 掃除口の位置づけについて、ますの設置が困難である場合に設けることを追記した。
- 2-8 排水ヘッダーを設置する際の条件として、汚水と雑排水を分けることとしていたが、それぞれをできる限り分離することとし、逆流、滞留が生じない構造とすることとした。
- 2-8 従来洗浄水量 8.5 L 以下の大便秘器を節水形としていたが、現在では洗浄水量 8.5 L 以下のものが主流であることを受け、JIS A5207で、2019年以降大便秘器の分類で「節水形」はなくなっている。よって大便秘器全般の注意事項として、水量が少ないと汚物の搬送距離が短くなる可能性があるので、接続ますまでの距離、勾配、その他の排水器具の設置など配管条件を事前に十分検討することとした。
- 2-9 除外施設については第5章で述べることとし、阻集器の項では省いた。また、阻集器の種類と設置場所について表にまとめた。
- 2-16 排水槽の長時間滞留の対策として、即時排水型排水槽の紹介を追加した。
- 2-17 これまで排水槽の定期清掃の頻度を6ヶ月に1回とする記述があったが、令和4年度の「京都市建築物における排水槽の構造、維持管理に関する要綱」の改定を反映して削除した。
- 2-22 これまでディスポーザ排水処理システムの設置について、本市による承認を受けたものに限る記述があったが、令和3年度の「京都市ディスポーザ排水処理

システムのご扱いに関する要綱」の改定を反映して削除した。

・第3章 屋外排水設備

3-3-2 逆流防止等措置の例として、逆流抑止マスの図を追加した。

3-3-3 流量調整器について、2022年12月現在、市場性がなくなっていることから、表記を削除した。

3-3-7 分流式屋外手洗いの排水を汚水接続とするのを前提としながら、原則によらない場合は協議することとした。

・第4章 雨水貯留浸透施設

4-1 近年の法整備及び「雨に強いまちづくり」について追記した。

・第6章 私道内共同排水設備

6-3 処理区別用途別汚水量原単位表（時間最大）を更新した。（表6-1）

6-5 管きよの最小土被りを原則0.6mとした。

6-9 マンホールの種類及び構造等について、公共下水道施設接続工事施工承認申請を伴う場合は、所管の下水道管路管理センター・支所等と協議して決定することとした。

6-10 取付管の種類及び構造等について、公共下水道施設接続工事施工承認申請を伴う場合は、所管の下水道管路管理センター・支所等と協議して決定することとした。